



たばたあずみ

Tel・Fax  
550-6674



山根とみえ

Tel・Fax  
550-4224



戸沢ひろゆき

Tel・Fax  
558-9721

## 確定申告で税金が戻ってくるかも？

### 自分で計算して申告をしましょう！

今年も確定申告の季節がやってきました。確定申告をすることによって払いすぎた税金が戻ってくる場合があります。給与収入の方は会社から税金を天引きされて給与が振り込まれてくることがほとんどのため、税金がどのように計算されるのか、自分はいくら税金を払っているのかなど、つかんでいない人も多いのではないのでしょうか。ぜひ自分で計算して申告をしましょう。

#### Q 確定申告をする際にそろえる書類は？

A 昨年1年間で収入を得ていたところから源泉徴収票や給与明細書などを集めてください。そのほかに医療費など収入から経費（控除）として差し引くことができる書類を集めてください。申告書の用紙はAとBがあります。給与所得や年金収入だけの人はAその他の人はBの用紙で申告します。

（※ 収入が少ないため所得税非課税の方は申告不要）

#### Q 控除の種類はどのようなものがあるのですか？

A 社会保険料控除、生命保険料控除、寡婦・寡夫控除障がい者控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除寄付金控除、基礎控除などがあります。

※ 所得から、各種控除される金額を差し引いた金額（課税所得金額）に税金が課せられます。確定した所得税+復興特別所得税（所得税×2.1%）の税額が源泉徴収された税金より少ない場合はその差額の税金が戻ってきます。

#### Q 介護認定を受けている方も障がい者控除を受けられるのですか？

A 本人又は家族が介護認定を受けている方は、障がい者控除（控除額27万円）又は特別障がい者控除（40万円）が受けられます。市役所の高齢者支援課で申請書類をもらって窓口に申請して下さい。担当課より申請書をもらい申告書に添付して下さい。

※詳しくは高齢者課に相談してください。

#### Q 寡婦・寡夫控除とはどのような控除ですか？

A 寡婦とは夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方。寡夫とは、妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方。いずれも所得は500万円以下の方。控除される金額は27万円と35万円があります。

#### Q 政党などへ寄附した場合の寄付金控除は？

A ①所得控除と②税額控除の方法がありどちらか有利な方法を選ぶことができます。  
① [(寄付金額)又は(所得金額×40%)いずれか少ない金額] - 2000円 = 控除金額を所得金額から控除できます。  
② [(寄附金額 - 2000円) × 30%] 又は (所得税額の25%) どちらか少ない金額を税額から控除できます。

※ 寄付金の領収書を添付して下さい。

●詳しくは市役所課税課又は納税相談などで気軽に相談してください。

#### 3月議会日程

2月18日（火）	請願・陳情等締切
2月26日（水）	本会議初日・議案審議
3月5日（水）	総務委員会
3月6日（木）	環境建設委員会
3月7日（金）	福祉文教委員会
3月11日（火）	一般質問
3月12日（水）	一般質問
3月13日（木）	一般質問
3月18日（火）	予算特別委員会
3月19日（水）	予算特別委員会
3月26日（水）	本会議最終日

#### 法律相談

2月27日（木）13時30分～15時

予約が必要です。市議団までご連絡ください。